

旧高岡市中心商店街活性化センターの売却に係る公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨等

1.1 本件公募型プロポーザルによる売却の趣旨

旧高岡市中心商店街活性化センター（以下「本施設」という。）は、平成18年に中心市街地におけるまちづくり活動の促進、商業・観光情報等の発信や地域の特産品の展示販売等を行うことによる中心商店街の賑わい創出と地域活動促進のため設置された。

本施設はこれまで、1階で喫茶・休憩コーナー、2階・3階で交流サロン（貸会議室）を運営していたが、近年の中心市街地における飲食店等の出店状況や、御旅屋セリオにおいて観光・まちづくり・伝統工芸に関する拠点施設や複数の会議スペースを整備したこと等により、中心商店街活性化センターが当初目的としていた機能について更に魅力的なものとして近隣で確保することが可能となったことから、令和5年3月末をもって廃止し、売却する運びとなった。

なお、買受後に本施設を利用し行われる事業が中心市街地にもたらす影響等を総合的に判断したうえで事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、使用用途等について精査したうえで売却を行うものである。

1.2 事務局

高岡市産業振興部商業雇用課

〒933-0029 富山県高岡市御旅屋町101番地（御旅屋セリオ5F）

TEL：0766-20-1289 FAX：0766-20-1496

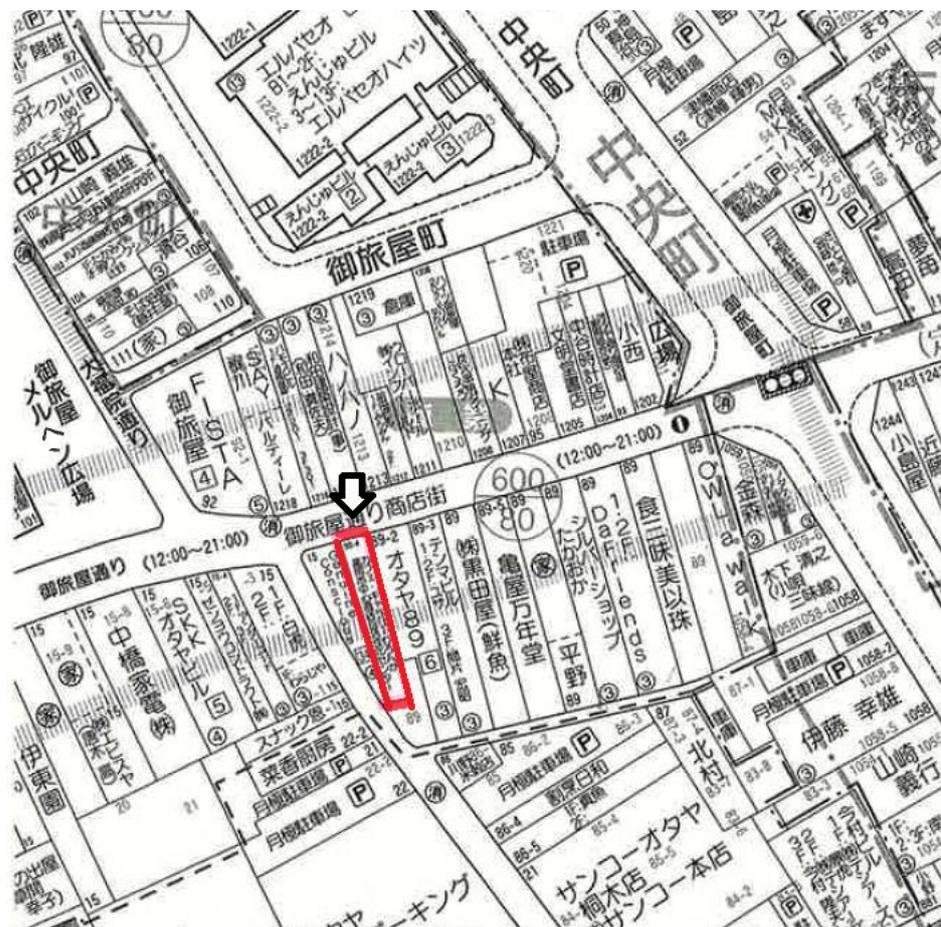
E-mail: shogyo@city.takaoka.lg.jp

2 売却等物件

2.1 本物件の概要

土地	所在地	地目	面積	
	御旅屋90-4	宅地	124.95 m ²	
建物	用途	建築年	構造	面積
	店舗・居宅	S45	S造3階建	193.31 m ²

2.2 位置図



2.3 特記事項

(1) 地盤・地下埋設物

地盤調査及び地下埋設物調査は実施していないため、提案事業を実施するにあたり必要な場合、調査や処置についてはすべて事業者において実施すること。

(2) アスベスト（石綿）

改修工事等を行う際は必ず事業者において調査や必要な措置を実施すること。なお、本施設で使用されている岩綿吹き付け材については、調査を行った結果アスベストの使用は確認されなかった。

(3) PCB（ポリ塩化ビフェニル）

改修工事の年次から PCB は含まれていないと考えられるが、売買契約後に見つかった場合、撤去などに生じる費用は事業者の負担とし、本市は契約不適合責任を負わないものとする。

(4) 耐震診断

本施設について、耐震診断は実施されていない。

3 主な手続きの流れ

3.1 本募集要項の配布

(1) 配布期間

令和6年6月17日(月)から令和6年7月12日(金)まで

(2) 配布方法

高岡市産業振興部商業雇用課にて配布する。また、本市ホームページにおいても本募集要項を公表する。

※商業雇用課での配布は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

3.2 公募スケジュール

内 容	期 間
募集要項等の公表	令和6年6月17日(月)
現地見学会申込書の提出期限	令和6年7月1日(月)午後5時まで
現地見学会	令和6年7月3日(水)
質問書の提出期限	令和6年7月5日(金)午後5時まで
質問書の回答期限	令和6年7月9日(火)
参加表明書の提出期限	令和6年7月12日(金)午後5時まで
提案書類の提出期限	令和6年8月2日(金)午後5時まで
選定委員会による審査	令和6年8月下旬
土地・建物売買契約締結	令和6年9月上旬

※スケジュールは前後する可能性があるため留意すること。また、スケジュールの変更により発生する費用等は応募者が負担すること。

4 提案について

4.1 提案内容

土地・建物の活用方法について提案すること。

4.2 提案価格の考え方

事業者が見込む購入希望価格を提案価格として提示すること。

提案基準価格	積算の考え方
金 5,270,000 円	不動産鑑定額

なお、提案基準価格以上の提案価格のもののみを審査の対象とする。

※売却価格は土地価格として決定することから、売却価格への消費税及び地方消費税の課税はない。

4.3 提案条件

提案に際しては、関係法令を遵守するほか、次の条件を満たすものとする。

<条件>

- ・ 中心商店街の活性化に寄与する目的の用に供するものであること。
- ・ 建築基準法に基づく建築物の用途を満たした土地・建物の活用方法を提案すること。
- ・ 建物改修等における工事手法及び重機、資材、廃棄物等の運搬、搬入・搬出等、処分等については、各種関係法令等を遵守すること。
- ・ 重機、資材、廃棄物等の運搬、搬入・搬出等にあたっては、事前に関係行政機関と十分協議することとし、周辺道路をはじめこれらの運搬車両が通過する沿道地域に対する騒音、振動、砂埃等による悪影響を及ぼすことのないよう十分に配慮すること。
- ・ 建物改修等工事を第三者に請け負わせる場合には、当該請負業者に対し、事業計画に定める内容について、十分に理解・遵守させること。
- ・ 事業の実施にあたっては、周辺店舗や近隣住民その他第三者との紛争が生じないように十分留意すること。
- ・ 以下の事項をすべて満たしていること。
 - ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第 13 項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する用途に供するものでないこと。
 - ②公序良俗に違反する用途に供するものでないこと。
 - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の用途等に供するものでないこと。
 - ④無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年第 147 号）第 5 条に規定する観察処分を受けた団体の用途等に供するものでないこと。
 - ⑤その他、法令等により制限されているものでないこと。
- ・ 事業者の責任において、契約締結日から 1 年以内に活用する計画とすること。

5 公募に関する事項

5.1 応募者の資格要件

買取を希望する事業者（以下「応募者」という。）の資格要件は、応募者及びその役員（株式会社にあつては取締役、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者）が以下のいずれにも該当しないこととする。

また、応募者の資格要件について、必要に応じ本市から関係機関に照会を行う。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき破産手続き開始の申立てをし、又は申立てがなされている者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再

- 生法（平成 11 年法律第 154 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者
- (4) 地方税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
 - (5) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者
 - (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の適用を受ける団体若しくはこの団体に属している者及びこれらの者と取引のある者
 - (7) その他、市が不適格と判断する者

5.2 現地説明会

(1) 日時

令和 6 年 7 月 3 日(水)

(2) 集合場所

旧高岡市中心商店街活性化センター前（別途案内）

(3) 内容

現地にて本物件の概要を説明（カメラ等による撮影を認める）

(4) 留意事項

- ①現地説明会の参加は応募の必要条件ではないが、不参加の場合も現地説明事項等について承知しているものとみなす。
- ②公募に関する質問については、5.3 に示す方法により対応するため、現地説明会においては受け付けない。

(5) 申込方法

現地説明会参加申込書【様式 1】を記入し、持参、FAX または電子メールのいずれかで 1.2 に記載の事務局まで提出すること。電子メールの場合、件名は「【旧高岡市中心商店街活性化センター】現地説明会参加申込書（●●）」（●●は事業者名）とし、申込書のファイルを添付して送信すること。

(6) 申込提出期限

令和 6 年 7 月 1 日(月)午後 5 時（必着）

※商業雇用課での受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。

※FAX の場合は、收受確認のため、送付後に 1.2 に記載の事務局まで電話すること。

5.3 公募に関する質問及び回答

応募を予定する者から、以下のとおり本公募に関する質問を受け付ける。

(1) 質問受付方法

質問書【様式 2】に記入のうえ、持参、FAX 又は電子メールのいずれかの方法で事務局に提出すること。電子メールの場合は、件名は「【旧高岡市中心商店街活性化センター】

質問書（●●）」（●●は事業者名）とし、質問書のファイルを添付すること。

(2) 質問受付期限

令和6年7月5日(金)午後5時(必着)

※商業雇用課での受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

※FAXの場合は、收受確認のため、送付後に1.2に記載の事務局まで電話すること。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、随時本市ホームページで公表する。(最終回答期限は令和6年7月9日(火)とする。)また、回答の公表をもって、本募集要項の追加、修正及び解釈に関する補足とする。回答にあたって、質問を行った法人名等は公表しない。なお、意見の表明と解されるものについては回答しない場合がある。

5.4 本募集要項の修正又は内容の追加

本市は、5.3に示す質問への対応等のため、本募集要項の修正又は内容の追加を行う場合がある。この場合、本市ホームページにて公表する。

5.5 参加表明

本募集要項に規定する条件等を踏まえたうえで参加を希望する事業者は、以下の方法により参加表明書等を提出すること。

(1) 提出方法

参加希望者は、持参または郵便書留のいずれかの方法で1.2に記載する事務局まで次の書類を提出すること。なお、持参する場合は、必ず事前に来庁日時を事務局に電話予約すること。

(2) 提出書類

①参加表明書【様式3】

②応募資格がある旨の誓約書【様式4】

③法人概要等

ア 法人等概要・事業経歴書【様式5】

イ 《法人》法人登記履歴事項全部証明書(発行後3か月以内の原本に限る)

ウ 《個人》身分証明書(発行後3か月以内の原本に限る)

エ 印鑑証明書(「代表者の印」など法務局に届出がされた印鑑の証明書で、発行後3か月以内の原本に限る)

オ 法人の経営状況を説明する書類等

・直近3事業年度の会社法に定める計算書類一式(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)及び附属明細書又はこれらに相当する書類

(3) 提出期限

令和6年7月12日(金)午後5時(必着)

※商業雇用課での受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は、收受確認のため、送付後に1.2に記載する事務局まで電話すること。

(4) 参加表明に関する留意事項

- ① 提出書類に押印する印鑑は、すべて印鑑証明書と同一のものに限る。
- ② 提出書類は、審査の過程で必要に応じて事務局で複写して使用する場合があるため、ホチキス止めをせずクリップ等でまとめるなど、複写しやすい仕様とすること。

5.6 提案書類の提出

参加表明をした応募者は、以下の方法により提案書類を提出すること。

(1) 提出方法

参加希望者は、持参または郵便書留のいずれかの方法で1.2に記載する事務局まで応募書類を提出すること。なお、持参する場合は、必ず事前に来庁日時を事務局に電話予約すること。

(2) 提案書類

① 事業計画書【様式6】

ア 活用内容

・土地・建物活用提案

イ 事業スケジュール

ウ 収支計画

※7.3に記載の審査項目を参照のうえ作成すること。

② 提案価格調書【様式7】

(3) 提出期限

令和6年8月2日(金)午後5時(必着)

※商業雇用課での受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

(4) 提案書類に関する留意事項

- ① 応募者に対して、7.1に示す選定委員会の判断により、追加資料の提出を求める場合がある。
- ② 原本1部、副本8部をそれぞれまとめて提出すること。なお、審査員に配布するため、副本については事業者名及び類推可能となる内容の記載は行わないこと。
- ③ 提案書類は、審査の過程で必要に応じて事務局で複写して使用する場合があるため、ホチキス止めをせずクリップ等でまとめるなど、複写しやすい仕様とすること。
- ④ 事業計画書については、それぞれ総ページ数と当該ページ数を各ページの下部中央に記すこと。(例：3／8)

5.7 応募に関する留意事項

(1) 応募者の複数提案禁止

応募は、一応募者につき一提案とする。

(2) 費用の負担

応募に必要となる一切の費用は、応募者の負担とする。

(3) 使用言語及び単位

提案に際して使用する言語は日本語、使用する単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は円を使用すること。

(4) 本市が提供する資料等の取扱い

本市が提供する資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。

(5) 接触の禁止

選定委員会の委員及び事務局に属する職員から、協力、助言等を受けることは一切できない。協力、助言等を受けている事実が認められた場合は、応募資格を喪失する可能性がある。

(6) 応募書類の取扱い

① 書類作成に係る費用、許認可等については応募者の負担又は責任においてこれを行う。

② 応募書類の返却は行わない。

③ 応募書類の内容等については、審査結果の公表において、応募者が特定されない範囲かつ本市が必要と認める範囲で、公表できるものとする。ただし、下記④の内容は除く。

④ 5.6による応募者の応募書類については、本市が必要と認める範囲で応募者の同意を要することなく使用できるものとする。ただし、下記⑥の内容は除く。

⑤ 応募書類は、高岡市情報公開条例に基づき提出者の同意を得ることなく公表する場合がある。

⑥ 応募書類に関して本市（7.1に示す選定委員会を含む。）が知り得た事項のうち、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるなどの理由により、秘密を要すると事業者から申出のあった事項については、その内容を他に漏らさないものとする。

⑦ 本市は、応募書類の取扱い及び保管にあたっては十分注意するが、不測の事態により生じた損害等については責任を負わない。

⑧ 応募書類の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、応募者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとする。

⑨ 応募書類の内容は公にすることにより応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することのないよう慎重に扱うものとし、原則として上記③、④以外はホームページ等での公表はしないものとする。ただし、開示請求があったときは、非開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

- ⑩ 誤字等を除き、応募書類提出後の内容変更及び追加は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると本市又は 7.1 に示す選定委員会が判断した場合には、内容変更及び追加を認めることがある。(提案価格調書を除く)
- (7) 応募申込後、辞退する場合は応募取下届【様式 8】を提出すること。

6 提案にあたり留意すべき事項

6.1 竣工期限

提案内容に基づき、売買契約等において改修工事等の竣工期限を定めるものとする。ただし、契約締結後にやむを得ない事情により事前に本市の承諾を受けた場合は、新たな期限を設けることができる。

6.2 事業者の費用負担

次に掲げる費用は、事業者の負担とする。

- (1) 本物件に係る提案及び契約に要する費用
- (2) 本物件の測量、分筆、所有権移転登記等に要する費用(登録免許税など)
- (3) 本物件の改修等を行う場合の工事、形状変更及びそれに伴う一切の費用
- (4) 公租公課(不動産取得税、固定資産税、消費税など)

6.3 関係法令の遵守

本物件の整備及び運営は、関係する法令、条例等を遵守するものとする。

6.4 実地調査

本市は用途指定期間中、必要に応じて随時事業者に対し、本物件等の使用状況等について報告を求め、又は調査することができる。

6.5 その他の条件

- (1) 買い受けた土地及び建物については、落札後 10 年間、以下に定める行為を行ってはならない。
 - ① 売買・贈与・交換・出資等により所有権及び管理権を移転すること。
 - ② 本物件の家屋について、区分所有権の目的とすること。
 - ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第 13 項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸与しないこと。
 - ④ 高岡市の承諾を得ずに提案書の内容と異なる利用をすること。
- (2) 業務実施上の理由等により提案内容を変更する必要があるときは、必ず本市と事前

- に協議し了承を得ること。
- (3) 落札後は、本施設を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する施設等の公序良俗に反する用途に使用してはならない。
- (4) 既存の構造物を除去する際には、必ず産業廃棄物管理票（マニフェスト）を作成し、高岡市に写しを提出すること。
- (5) 御旅屋通商店街振興組合に加入すること。

6.6 提案におけるその他留意事項

提案に際し各種調査が必要な場合は、本市と協議のうえ、一定の期間を設けて許可する場合がある。なお、調査費用については、事業者の負担とする。

7 契約候補者の決定等に関する事項

7.1 選定委員会の設置

本市は、応募者の応募書類を審査し、優れた提案内容の事業者を選定するため選定委員会を設置し、最優秀提案者を選定する。

7.2 審査の実施

提出された企画提案書等をもとに選考委員会によるヒアリング（プレゼンテーション、質疑応答）を以下のとおり実施する。ヒアリングを実施する日時及び会場については、参加申込を提出した事業者に別途通知する。なお、本募集要項に規定する条件に合致しない提案又は7.5に示す資格を喪失した者の提案は審査の対象としない。

- ・各企画提案につき30分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度）とする。
- ・プレゼンテーションの内容は、提案書類の内容に基づくものとし、資料の追加配付は認めない。
- ・プレゼンテーションでは、提案書類でイメージをつかむことが難しい点やアピールしたい点を中心に説明を行うこと。
- ・プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は、提案者が用意すること。（プロジェクター、スクリーンは市で用意するが、接続用ケーブルは持参すること。）
- ・説明員の人数は、3人までとする。
- ・なお、応募多数の場合、選考委員会において一次（書類）審査を行い、ヒアリング対象事業者を絞り込む場合がある。

7.3 審査方法

選考委員会において提案者が提出した提案書類等の内容及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容について、次の審査項目を参考に総合的に審査し、点数の最も高い提案者を最優

秀提案者として選定する。最優秀提案者とするのは、選考委員会の各委員による評価の合計点の平均が60点以上の提案者に限る。

提案者が1者の場合についても、選考委員会の各委員による評価の合計点の平均が60点未満の場合は、選定の対象外とする。

なお、応募者が多数の場合など、選定委員会において、応募書類により事前審査を行う場合があり、その結果、事前審査を通過しなかった事業者には、その旨を通知する。

【審査項目】

審査項目		審査の視点	配点
①活用内容	物件活用提案	物件の活用方針、計画が明確であるか。 中心商店街の活性化に寄与するものとなっているか。(集客効果が高い魅力的な機能による来街者の増加及びその継続性の期待度 等) 昼間の賑わい創出に資する内容や中心商店街における従業者増が見込まれる内容か。	50
②周辺との調和	周辺との調和	周辺店舗やイベントとの連携や調和が図られるか。	15
③周辺環境への影響	周辺環境への影響	周辺地域への配慮は十分なものとなっているか。	5
④提案価格	提案価格	以下の計算式により算定する。 (提案価格÷すべての応募者のうち最も高い提案価格) ×30	30
合計			100

7.4 契約候補者の決定

最優秀提案者を契約候補者として決定する。

7.5 資格の喪失

次のいずれかに該当する場合、応募者は、審査を受ける資格、契約候補者となる資格及び売買契約等を締結する資格を喪失するものとする。

- (1) 応募書類に不備又は虚偽の記載があった場合
- (2) 5.1 に定める資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 公正な審査に影響を与える行為があった場合
- (4) 他の応募者の提案を妨害するなど、手続きの遂行に支障をきたす行為があった場合
- (5) 応募から契約候補者としての決定を受けるまでの間に、高岡市発注の契約に係る指名

- 停止処分を受けている場合
(6) その他信頼関係を損なった場合

7.6 審査結果の通知

審査結果は、各応募者（事前審査を通過しなかった者を除く）に書面により通知する。なお、結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けない。

7.7 審査結果の公表

審査結果については、市ホームページにおいて公表する。なお、契約候補者以外の事業者名については公表しない。

8 売買契約等に関する事項

8.1 契約の締結

契約候補者の決定後、契約候補者との間で必要な交渉等を経たうえで、契約候補者から見積書を徴収する随意契約の方法により契約を締結する。なお、複数の交渉権者から見積書を徴収する場合は、随意契約の見積競争の方法により契約の相手方を決定する。

契約に係る一切の費用は契約候補者の負担とする。なお、契約の締結及び所有権移転は、参加表明書（共同事業者の場合は参加表明書及び構成員票）に記載された名義でのみ行うことができる。

8.2 売買契約に関する特記事項

(1) 売買代金の支払い等

- ① 契約を締結する事業者（以下「契約事業者」という。）は本契約締結後、契約保証金として売買代金の100分の10に相当する額を本市が発行する納入通知書により指定する期限までに支払うものとする。
- ② 契約締結後、契約事業者は、本市が指定する期日までに売買代金を完納しなければならない。なお、契約保証金は売買代金の一部に充当するため、納入額は売買代金と契約保証金の差額となる。
- ③ 売買代金の支払いが行われず契約が解除された場合、契約保証金の返還は行わない。

(2) 違約金及び契約の解除

契約事業者が契約に定める義務に違反したときは、本市は契約事業者から売買代金の100分の30に相当する額を違約金として徴収する。また、本市は催告することなく契約を解除できるものとする。

(3) 買戻しの特約

本市は、所有権移転の日から起算して10年間、契約事業者が契約に定める義務に違反したときは、違約金を徴収したうえで、民法第579条の規定に基づき本物件を買い戻すことができるものとする。

(4) 危険負担

契約事業者は、この契約締結後から本物件の引渡しの時までの間において、本市の責めに帰することのできない理由により本物件が滅失し、又は損傷したときは、本市に対し売買代金の減免又は損害賠償の請求若しくは契約の解除をすることができない。

(5) 契約不適合責任

契約事業者は、引き渡された売買物件等が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであること及び隠れた瑕疵（土壌汚染及び地中構造物を含む。）を発見しても、売買土地及び建物の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(6) 所有権の移転・本物件の引き渡し

本物件の所有権は、令和6年10月1日、本市から契約事業者へ移転するものとし、所有権移転の登記は契約事業者が行う。また、契約に基づき、所有権移転の登記と同時に買戻しの特約の登記を行う。ただし、令和6年10月1日時点で売買代金を完納していない場合は、売買代金を完納したときに、所有権は移転するものとする。

なお、登記に要する登録免許税等諸経費は契約事業者の負担とする。

9 その他

9.1 注意事項

- (1) 応募者は、本募集要項に記載された事項について十分に熟知しておくこと。
- (2) 契約の締結により建築確認や各種許認可等の審査が免除されるものではなく、また、提案事業は契約事業者の責任と負担により実施すべきものであり、行政が建築確認等について特別な計らいをするものではないため、契約事業者において関係部局へ適切に申請等を行うこと。
- (3) 契約事業者は自らの責任において、計画や工事の内容等についての住民説明等を適宜行い、円滑な事業の実施に努めること。また、工事に伴う騒音や振動、施設を改修したことに起因する電波障害や風害等については、できる限りこれらの防止及び抑制に努めるとともに、問題が生じた場合は契約事業者の責任において適切に対応すること。
- (4) 本物件の取得経費については、本市が実施する補助制度の対象としない。
- (5) 本募集要項に定めるもののほか、必要な事項について、本市の指示に従うこと。

9.2 様式集

【様式1】現地説明会参加申込書

【様式2】質問書

【様式3】参加表明書

【様式4】応募資格がある旨の誓約書

【様式5】法人概要・事業経歴書

【様式6】事業計画書

【様式7】提案価格調書

【様式8】応募取下届

9.3 参考資料

【参考資料1】物件調書・建物等の概要、配置図・平面図

【参考資料2-1】全部事項証明書（写）

【参考資料2-2】地図に準ずる図面・建物図面（写）

【参考資料3】図書（H17年度建物改修図書）

①高岡市中心市街地活性化施設内外部改修工事

②高岡市中心市街地活性化施設内外部改修電気設備工事

③高岡市中心市街地活性化施設内外部改修機械設備工事